	E　次の算式Vによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式V E＝e／7.1 算式Vの符号 e　人口動態統計における平成29年から令和３年までの各年における出生率の合計数を５で除して得た数（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	算式 （0.25×A＋0.25×B＋0.25×C＋0.125×D＋0.125×E）×α×1.09422 0.25×A、0.25×B、0.25×C、0.125×D、0.125×E及び（0.25×A＋0.25×B＋0.25×C＋0.125×D＋0.125×E）×αに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A＝a／0.05071 算式Ⅰの符号 a　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された当該市町村における民営事業所数を当該市町村の人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅱ B＝6,923,128／b 算式Ⅱの符号 b　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた